

学校法人大阪医科薬科大学 大学発スタートアップ の認定に関する規則

(令和8年5月11日施行)

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）におけるスタートアップ（以下、「大学発スタートアップ」という。）の認定について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産権 学校法人大阪医科薬科大学知的財産取扱規程第2条第1項11号に規定する知的財産権をいう。
- (2) 大学発スタートアップ 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するものをいう。
 - (ア) 法人の教職員等（本学の教員及び職員（客員教員、非常勤教職員を含む。）をいう。以下同じ。）又は学生等（法人が設置する学校の学生、大学院生、研究生、研究員その他教育・研究に携わる者をいう。以下同じ。）が研究成果として法人が所有する知的財産権をもとに起業（株式会社・合同会社〔LLC〕・合名会社・合資会社・一般社団法人・特定非営利活動法人〔NPO〕などの法人を設立のうえ事業を開始することをいう。以下同じ。）したもの
 - (イ) 法人で達成された(ア)以外の研究成果又は習得した技術に基づいて起業したもの
 - (ウ) 法人の教職員等又は学生等がスタートアップ企業を設立し、若しくはその設立に深く関与するなどして起業したもの
 - (エ) 法人の教職員等又は学生等であった者が、退職、卒業又は修了・退学の後、原則として1年以内にスタートアップ企業を設立し、若しくはその設立に深く関与するなどして起業したもの

(認定の申請)

第3条 大学発スタートアップの認定を受けようとするスタートアップ（以下、「申請者」という。）は、大学発スタートアップ認定申請書に必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、大阪医科薬科大学学長に大学発スタートアップの認定について諮問し、その答申を受けて認定の諾否を決定する。
- 3 理事長は、前項の決定をしたときは、結果を申請者に通知し、認定した場合は、学内の関係部署にその決定内容を周知する。

(認定の条件)

第4条 申請者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 第2条第2号に規定する大学発スタートアップの定義に該当していること。

- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 反社会的勢力等との関係が認められる場合
- (4) 法人に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (5) 法人の教職員等が起業したものにあっては、学校法人大阪医科薬科大学教員等の兼業規程、その他関係規程等に定める所要の手続、承認等が適正になされていること。

(称号の授与)

第5条 理事長は、第3条第2項により認定した大学発スタートアップ（以下、「認定大学発スタートアップ」という。）に対し、称号記をもって、「大阪医科薬科大学発スタートアップ」の称号（以下、「称号」という。）を授与する。

- 2 称号は、原則として認定大学発スタートアップが存続する間使用することができる。
- 3 認定大学発スタートアップは、自社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、称号を使用してはならない。

(事業報告等)

第6条 認定大学発スタートアップの代表者は、毎年度、その事業報告について、事業報告書及び収支決算書を理事長に提出しなければならない。

- 2 認定大学発スタートアップは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。
 - (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
 - (2) 破産法（平成17年法律第75号）に定める破産宣告
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続き
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続き
 - (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正行為を行い裁判によって、スタートアップ代表者に同法第21条の拘禁刑又は罰金刑、スタートアップに同法第22条に定める罰金刑が確定したとき。

(称号の返付)

第7条 認定大学発スタートアップの代表者は、大学発スタートアップ認定解除届出書により、認定の解除及び称号の返付を申し出ることができる。

- 2 理事長は、前項の届出があったときは、これを認める。
- 3 前項による認定の解除を受けた大学発スタートアップの代表者は、速やかに称号記を返付するものとし、当該解除を受けた日以降、大阪医科薬科大学発スタートアップとして認定を受けていた事実を事業に使用してはならない。

(認定の取消し)

第8条 理事長は、認定大学発スタートアップが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽等があった場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合

- (3) 事業内容が公序良俗に反すると認められる場合
- (4) 反社会的勢力等との関係が認められる場合
- (5) 企業活動の実態がなくなった場合
- (6) 第6条第1項の事業報告を拒否した場合
- (7) その他大学発スタートアップの認定を継続することが適当でないとして理事長が認められた場合

2 前項による認定の取消しを受けた場合は、第7条第3項を準用する。

(免責)

第9条 法人は、大学発スタートアップの認定により、認定大学発スタートアップの製品、サービス等の内容及び品質並びに認定大学発スタートアップの経営状態を保証するものではなく、認定大学発スタートアップが負う法的責任について何ら負うものではない。

2 認定又は認定の取消しにより、当該大学発スタートアップ又は第三者に損害が生じた場合であっても、法人は当該損害を賠償する義務を負うものではない。

(損害賠償)

第10条 認定大学発スタートアップは、称号の使用などにより、法人に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(事務)

第11条 大学発スタートアップに関する事務は、産学官連携推進室が行う。

(雑則)

第12条 認定大学発スタートアップにかかる必要な事項は別に定める。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月11日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、令和3年1月26日施行の「大阪医科薬科大学発ベンチャー支援に関する規程」は廃止する。